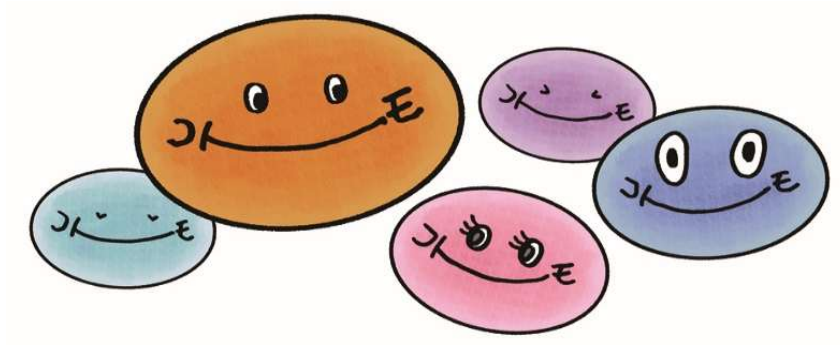
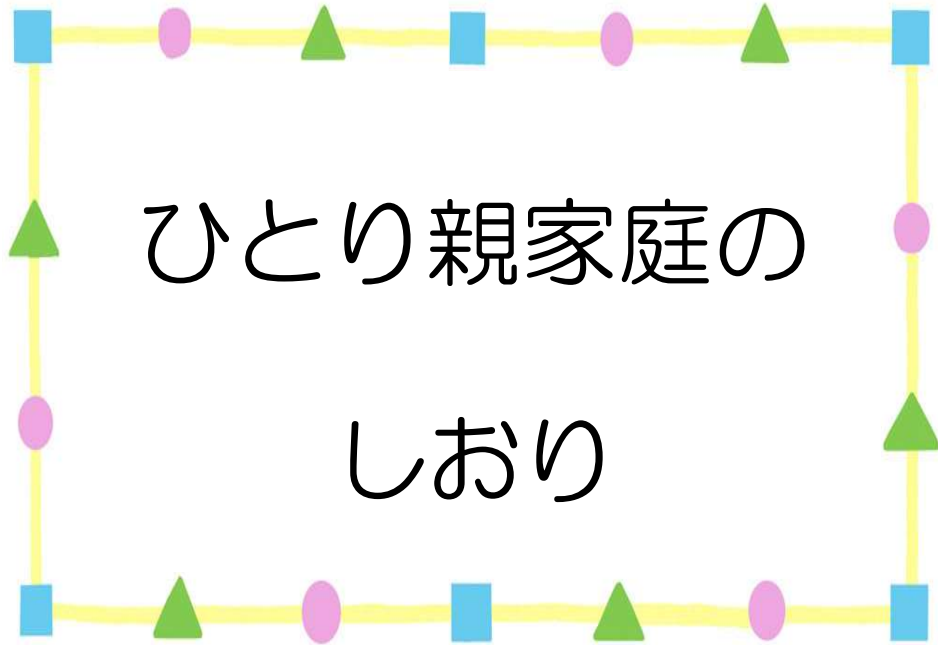


令和8年度



目黒区

ひとり親家庭の方のご利用が想定される事業を掲載しておりますが、制度が変更になる場合もありますので、ご利用にあたっては、各窓口にお問い合わせください。

本書の内容は令和8年4月1日現在の情報です。



も く じ

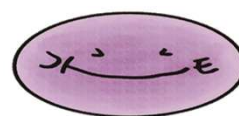
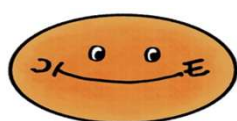
こまったときは	こまったときの相談	1
手 当 ・ 年 金	児童扶養手当	3
	児童扶養手当を受けている方の優遇制度	5
	児童育成手当	7
	児童手当	9
	国民年金保険料の免除	10
	ひとり親家庭等医療費助成制度	11
くらしのこと	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	12
	母子生活支援施設	13
	母子家庭のみ対象	
すまいのこと	区営住宅	14
	都営住宅	15
	ファミリー世帯家賃助成	16
	民間賃貸住宅の情報提供	17
しごとのこと	ハローワーク(公共職業安定所)	18
	マザーズハローワーク東京	18
	東京都ひとり親家庭支援センター はあと	19
	自立支援教育訓練給付金	20
	高等職業訓練促進給付金	21
妊娠・出産のこと	入院助産	22
	国民健康保険の出産育児一時金と出産費の貸付	23
	産前産後期間の国民健康保険料免除	23
	保健指導票	24
	産後ケア事業	24

も く じ

子どものこと	養育費に関する公正証書等作成促進補助金	26
	養育費保証契約促進補助金	26
	家事育児支援ヘルパー派遣	27
	家事育児サポーター利用費助成	28
	認可保育所	29
	認証保育所	30
	小規模保育	30
	事業所内保育	31
	家庭福祉員(保育ママ)	32
	認可外保育施設保育料助成制度	33
	幼児教育・保育の無償化(認可外保育施設等を利用するかた)	33
	訪問型病児・病後児保育利用料助成制度	34
	一時保育	35
	緊急一時保育	35
	病後児保育	36
	ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)	37
	学童保育クラブ	38
	ランドセル来館	38
	ランランひろば	39
	こもれび目黒本町	39
	めぐろ子ども未来応援塾	41
	子どもショートステイ・乳幼児ショートステイ	42
	障害児ショートステイ・障害児緊急一時保護	43

も く じ

子どものこと	心身障害者(児)緊急時等見守り事業	44
	ファミリー・サポート・センター	44
	ほ・ねっと ひろば	45
	子育て総合相談窓口	45
	めぐろ はあと ねっと(子どもの権利擁護委員制度)	46
	子育てふれあいひろば	47
	子どもの教育相談	48
	児童相談所	48
	児童発達支援センター	49
	発達障害支援拠点ぽると	50
学費のこと	目黒区奨学資金制度	51
	義務教育就学援助	51
	その他学費に関する貸付・減免制度等	52
各種の貸付金	東京都母子及び父子福祉資金	53
	応急福祉資金	54
	生活福祉資金	56
	緊急小口資金	57
	総合支援資金	58



こまったときは



内 容		問い合わせ先	日 時	電 話
法 律	法律相談(来庁・オンライン、予約制) 相続・金銭貸借・離婚・不動産などの 法律問題全般の相談 (弁護士への相談)	広報広聴課	水曜日・第1・2・5木曜日 13:00～16:00 第3木曜日 9:00～12:00 第4木曜日 18:00～20:00 (いずれも祝日の場合は翌日) (相談日の4週間前からWeb予約 問合せ 8:30～17:00)	5722-9424
	法律相談(面談のみ、予約制) 結婚・離婚・扶養・相続など女性のため の法律相談(女性弁護士への相談)	男女平等・ 共同参画 センター	第2・4土曜日 9:30～12:05 (8月と祝日・年末年始を除く) (相談日の2週間前から予約受付)	5721-8570
	法律相談(法制度・相談機関 ・団体等紹介) 法的トラブルにあい、解決方法が分から ない、相談先も分からないというかたへの 解決のための道案内	法テラス・ サポート ダイヤル	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00	0570 -078374
	離婚前後の法律相談(対面・オンライン) 離婚前後の親権、婚姻費用、慰謝料、財 産分与などについて、離婚問題に精通し ている弁護士が法律的な助言を行う。20 歳未満の子どもがいる母親または父親が 対象。※予約制	東京都 ひとり親家庭 支援センター はあと	予約受付時間 月・土・日・祝 9:00～17:30 火・水・木・金 9:00～20:30	6272-8720
生 活	一般相談 生活の中での困り事についての相談	広報広聴課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9526
	生活保護等の相談 生活保護等の福祉施策の活用や手続 きの説明・助言 ※「生活保護」とは、資産・能力等を全て活 用した上でも、世帯の収入が国の定め た保護基準に満たない場合に、その不 足分を公的扶助として給付する制度	生活福祉課 相談援護係	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9853
	福祉総合相談 保健福祉や介護、生活、仕事、住まいな どの不安やお困りごとについての相談	福祉総合課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9064 5722-9370 5722-7237
	生活上の心配事など (民生委員・児童委員への相談、地域 の委員を紹介します)	健康福祉 計画課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9836
	ひとり親家庭相談 ひとり親家庭の生活と、自立に必要な 援助についての相談	子ども若者課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9862
	生活相談 ひとり親ならではの生活面・養育費の 悩み、離婚前後の不安などの相談 親子交流支援	東京都 ひとり親家庭 支援センター はあと	月・土・日・祝 9:00～17:30 火・水・木・金 9:00～20:30	6272-8720
	養育費・親子交流 養育費の取り決めや親子交流について の相談	養育費・ 親子交流相談 支援センター	平日(水曜を除く) 10:00～20:00 水曜 12:00～22:00 土・祝日 10:00～18:00	3980-4108 0120-965-419 (携帯電話は不可)
女 性	こころの悩みなんでも相談(電話・面談) ※DV相談を含む ※面談希望者は事前に電話で予約	男女平等・ 共同参画 センター	火・水・木・金・土 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	(専用電話) 5721-8572
	からだの相談(電話・面談) 性・生理・妊娠・不妊・更年期障害など 女性の体についての相談	男女平等・ 共同参画 センター	第1・3土曜日 10:00～12:00 (8月と祝日・年末年始を除く)	(専用電話) 5721-8573

内 容		問い合わせ先	日 時	電 話	
子 ど も ・ 教 育	子育て相談 子どもと子育てに関する相談全般	子育て 総合相談窓口 ほ・ねっと ひろば	月～土曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	(子育て総合相談窓口) 3715-2641	
	子ども相談室 子ども、保護者等からの相談	めぐろはあとねっと (子どもの権利擁護 委員制度)	水～土曜日 10:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	0120-324-810	
	妊娠・出産・育児相談 妊娠・出産や子どもの健康・病気・健診・ 育て方等	地域保健課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9504	
	予防接種 予防接種に関する相談全般	保健予防課	月～金曜日 8:30～17:00	5722-7047	
	発達相談 発達に気がかりのある乳幼児から18歳 までの子どもや保護者・関係者からの 相談	相談支援 ひまわり	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は電話による事前申込制	3792-6691	
		発達障害 支援拠点 ぼると	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く) 面接相談は電話による事前申込制	6412-7151	
	少年相談(来庁のみ、予約制) 少年の非行などについての相談 保護者、本人どちらからの相談も可 (警視庁少年センター心理専門職員へ の相談)	広報広聴課	第3火曜日 13:00～16:00 (祝日の場合は翌日) (相談日の前日までWeb予約 問合せ 8:30～17:00)	5722-9424	
	児童福祉に関する心配事など (主任児童委員、民生委員・児童委員へ の相談)	健康福祉 計画課	月～金曜日 8:30～17:00 (地域の委員を紹介します)	5722-9836	
	教育相談 幼児から高校生年齢相当 までの教育に関する相談	来室教育 相談	めぐろ学校 サポートセンター	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)(要予約)	3712-4601
		電話教育 相談	めぐろ学校 サポートセンター	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	3710-6770
電話・来所 教育相談		東京都教育 相談センター	相談用電話 (年末年始を除く)	3360-8008	
児童相談 (0～18才未満)	目黒区	こども家庭 センター	月～金曜日 8:30～17:00	5722-9743	
	東京都	東京都児童相 談センター	月～金曜日 9:00～17:00	5937-2314	
人 権	人権身の上相談(予約可) 家庭内の問題・いじめ・近隣関係・差別 等、人権に関わる相談	人権政策課	第1・3木曜日 13:00～16:00 (当日受付は13:00～15:00) (祝日・休日を除く)(予約優先)	5722-9280	
	男女平等・共同参画オンブズ (苦情処理機関) 相談(面接・予約制) 男女平等・共同参画や性の多様性尊重 の視点が欠けていると思われる区の施 策などについての相談	男女平等・ 共同参画 センター	日時については、ご相談に応じます	5722-9601	
	LGBT相談(電話) 性的指向や性自認などに関する様々な 困難や不安についての相談	男女平等・ 共同参画 センター	第3土曜日 14:00～17:00	(専用電話) 5721-8583	

手当・年金



児童扶養手当

18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害がある20歳未満のかたを含む)がいる、ひとり親家庭等に支給される手当です。

対 象

次のいずれかの状態にある18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童(一定の障害がある20歳未満のかたを含む)を養育しているかた

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- 3 父又は母が重度の障害がある児童(ただし、一部障害の内容により例外があります。)
- 4 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- 5 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 6 母が婚姻によらないで懐胎した児童で、父又は母から扶養されていない児童
- 7 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

手 当 額

所得額によって支給額(月額)が変わります。また、消費者物価指数の影響を受け、毎年手当額の改定が行われます。

- ・ 全額支給は、48,050円
- ・ 一部支給は、48,040円から11,340円の間で10円刻みで決定。
- ・ 2人目以降の受給児童
全額支給 11,350円
一部支給 11,340円から5,680円

支給開始月

申請日の翌月が支給開始月になります。

手当の支給は、5月・7月・9月・11月・1月・3月の年6回、前月までの分をまとめて支給します。

支給の制限

児童扶養手当は、申請者の所得のほか扶養義務者等の所得が一定以上である場合は、手当が支給されません。

申請者及び児童が受給している公的年金額が、児童扶養手当額以上の方は、手当が支給されない場合があります。

支給の対象外

次のいずれかに該当するときは、支給の対象となりません。

- 1 児童又は受給資格者が日本国内に住所がないとき。
- 2 児童が児童福祉施設等の施設に入所しているとき。(入所状況による)
- 3 児童が里親に委託されているとき。
- 4 児童が父または母の配偶者(事実上の婚姻関係を含む)と生計を同じくしているとき。
- 5 児童が父母と生計を同じくしているとき。

※ただし、4・5は、父または母の障害により、手当を受給している場合を除く。

優遇制度

児童扶養手当を支給されているかたは、次のサービスをご利用いただけます。詳しくは次のページをご覧ください。

- ・ JRの通勤定期券の割引
- ・ 都営交通(都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナー)無料乗車券の交付
- ・ 水道・下水道料金の免除
- ・ 粗大ごみ収集手数料の免除
- ・ マル優制度の利用
- ・ 義務教育就学援助(P51参照)

窓 口

子ども若者課育成給付係

TEL 5722-9645



児童扶養手当を受けている方の優遇制度

○JR通勤定期券の割引

普通通勤定期券の3割引で「特定者用の通勤乗車定期券」が購入できます。

対 象

児童扶養手当受給者または受給者と同居の扶養義務者等で、JRの通勤定期を必要とするすべての人が受けられます。

手 続 き

子ども若者課育成給付係 TEL 5722-9645

購入の際に、「特定者資格証明書」及び「特定者用定期乗車券購入証明書」が必要ですので、交付手続きを行ってください。

〔手続きに必要なもの〕

- ① 定期券を使う人の写真 1枚（正面上半身 たて4cm×よこ3cm）
- ② 児童扶養手当証書

購入場所

JRの駅の窓口で「特定者資格証明書」を提示し、「特定者用定期乗車券購入証明書」と「定期乗車券購入申込書」（駅の窓口にあります）にて購入してください。

○都営交通の無料乗車券

都バス、都営地下鉄、都電、日暮里・舎人ライナーの「無料乗車券」の発行が受けられます。

対 象

児童扶養手当受給者または受給者と同居の扶養義務者等で、都営交通を利用する人のうち、どなたか1人に限り発行いたします。
（生活保護受給世帯のかたを除く。）

手 続 き

子ども若者課育成給付係 TEL 5722-9645

〔手続きに必要なもの〕 児童扶養手当証書

○水道・下水道料金の免除

児童扶養手当受給者で受給者本人が給水契約を結んでいる世帯は、申請により、水道料金は基本料金と1か月あたり10m³までの従量料金の合計額、下水道料金は1か月あたり8m³までの料金の免除を受けることができます。

手続き

東京都水道局目黒営業所 TEL 5773-6126(代表)

〒153-8582 目黒区中町2-43-18

[手続きに必要なもの]

- ① 水道・下水道使用料等のお知らせ等お客さま番号の分かるもの
- ② 児童扶養手当証書

○マル優制度の利用

児童扶養手当受給者が、銀行等で預貯金・公債等の預入・購入をする際、申請をすることにより利子等が非課税となります。

詳しくは各金融機関にお問い合わせください。

○粗大ごみ収集手数料の免除

児童扶養手当受給者が粗大ごみを出す場合、申請により収集手数料が免除されます。目黒区粗大ごみ受付センターへ直接電話し、児童扶養手当受給者であることを伝えたいうで申し込みください。

* 目黒区粗大ごみ受付センター TEL 5715-0053

※義務教育就学援助については、P51をご参照ください。



児童育成手当

区内に住所があり、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童(一定の障害がある20歳未満のかたを含む)がいる、ひとり親家庭等に支給される手当です。

対 象

<育成手当>

次のいずれかの状態にある、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を養育しているかた。

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が重度の障害がある児童(ただし、一部障害の内容により例外があります。)
- 4 父または母が生死不明である児童
- 5 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで懐胎した児童で、父または母から扶養されていない児童
- 8 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

<障害手当>

次のいずれかの状態にある20歳未満の障害のあるかたを養育しているかた。

- 1 身体障害手帳1級・2級程度
- 2 愛の手帳1度から3度程度
- 3 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

手 当 額

- ・ 育成手当 支給額 月額13,500円(児童1人につき)
- ・ 障害手当 支給額 月額15,500円(児童1人につき)

支給開始月

原則として、申請をした月の翌月が支給開始月となります。

手当の支給は、6月・10月・2月の年3回、前月までの分をまとめて支給します。

支給の制限

児童育成手当は、申請者の所得に制限があります。
詳しくは、お問い合わせください。

支給の対象外

次のいずれかに該当するときは、支給の対象となりません。

- 1 児童(障害手当の場合は20歳未満のかた)が児童福祉施設等に入所しているとき(入所状況による)(育成手当・障害手当)
- 2 児童が父母と生計を同じくしているとき(育成手当)
- 3 児童が父または母の配偶者(事実上の婚姻関係を含む)と生計を同じくしているとき(育成手当)

※ただし、2、3は、父または母の障害により育成手当を受給している場合を除く

窓 口

子ども若者課育成給付係

TEL 5722-9645



児童手当

区内に住所があり、高校生年代(18歳到達後最初の3月31日)までの児童を養育しているかたに支給される手当です。

※公務員のかたは勤務先にご請求ください。

手当額

対象の児童1人あたり月額

- ・ 3歳未満 15,000円(第3子以降は30,000円※)
- ・ 3歳以上高校生年代まで 10,000円(第3子以降は30,000円※)

※ 大学生年代(22歳到達後最初の3月31日)までの子のみで数えます。

支給開始月

原則として、申請をした月の翌月が支給開始月となります。

手当の支給は、4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回、前月までの2か月分をまとめて支給します。

窓口

子ども若者課児童手当・医療証係

TEL 5722-9162



国民年金保険料の免除

国民年金の第1号被保険者については、収入が少なく保険料が納められない場合や、生活保護を受けている場合などに、保険料の納付が免除できる制度があります。

第1号被保険者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のかた
(ただし、厚生年金保険や共済組合に加入しているかた及びそのかたに扶養されている配偶者を除く)

申請免除

保険料を納めることが困難なかたで、本人と世帯主等が次のいずれかに該当するときは、保険料の納付の免除を申請することができます。この申請が承認されると、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

1 前年の所得が一定額以下のとき。
(税法上の障害者、寡婦、ひとり親の場合、全額免除の所得基準は135万円以下。
詳細はお問い合わせください。)

2 天災・失業などで保険料を納めることが困難であると認められるとき。

※学生のかたには学生納付特例制度、50歳未満のかたで世帯主(親など)と同居している場合には納付猶予制度が適用されます(学生納付特例制度は本人の所得が、納付猶予制度は本人及び配偶者の所得が一定額以下であること)。

法定免除

次のいずれかに該当するときは、届出をすれば保険料の納付が免除されます。

- 1 障害基礎年金などを受けているとき。
- 2 生活保護法の生活扶助を受けているとき。
- 3 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

産前産後期間の保険料免除

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降のかたが対象です。

単胎妊娠の場合は出産(予定)月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3か月前から6か月間の国民健康保険料が免除されます。

* 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産をされたかたを含みます。)

* 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

窓 口

国保年金課国民年金係

TEL 5722-9814～6



くらしのこと

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等に対して、経済的負担の軽減を図るため医療費の一部を助成します。

対象者

次のいずれかの状態にある18歳に達した日の以後の最初の3月31日までの児童(20歳未満で中度以上の障害があるかたを含む)とその保護者

- 1 父母が離婚した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が重度の障害がある児童
- 4 父または母が生死不明である児童
- 5 父または母に1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで懐胎した児童で、父または母から扶養されていない児童
- 8 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

助成内容

対象になる方には、「ひとり親家庭等医療証」を交付します。医療機関等で、健康保険の対象となる診療、または投薬を受けた時の自己負担金の一部または全額を助成します。

所得制限

申請者の所得のほか同居の親族の所得が一定以上である場合は、助成が受けられません。

窓口

子ども若者課育成給付係

TEL 5722-9645

ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭の親が就業・職業訓練・求職活動又は傷病等の理由により保育が困難な場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の生活の安定と自立を推進します。

派遣対象

目黒区内に住所を有する小学校6年生以下の児童を扶養しているひとり親家庭であって、次の各号の全ての要件に該当するかが対象となります。

- 1 目黒区児童育成手当条例(昭和46年10月目黒区条例第21号)第4号第1項に規定する育成手当を受給していること。
- 2 次のいずれかの理由により児童の保育ができない状況であり、かつ、他に児童の保育を行う者がいない状況であると区長が認めた者であること。
 - ア 就業
 - イ 職業訓練または、就業を目的とした資格取得のための通学
 - ウ 求職活動
 - エ 傷病、看護及び介護等
- 3 上記2のア～ウに該当する場合は、保育所や学童保育クラブ等に通所をしていること又は入所申請を行っていること。

援助内容

- 1 食事の世話
- 2 住居の掃除・整理整頓
- 3 衣服の洗濯
- 4 育児
- 5 その他必要な用務

お子さんの世話にかかる
日常的な家事育児に限ります。
※塾やお稽古等の送迎、ペットの世話、庭の手入れなどは含みません。
※保育園、学童の送迎のみなど、2時間に満たないご利用はできません。

費用

ホームヘルパーひとりに対して1時間300円の自己負担があります。
(ただし、1月あたり20時間までの利用及び生活保護世帯は無料。)

利用方法

事前の申請が必要です。提出書類についてはお問い合わせください。
利用日の1か月前までに申請してください。

窓口

子ども若者課ひとり親・生活支援係

Tel 5722-9862



母子生活支援施設

18歳未満の子どもを養育している母子家庭のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、子どもの養育が十分できない場合に、お母さんと子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。

居室を提供するほか、母子支援員による自立支援、就労支援などや、少年指導員による子どもの学習指導などを行っています。

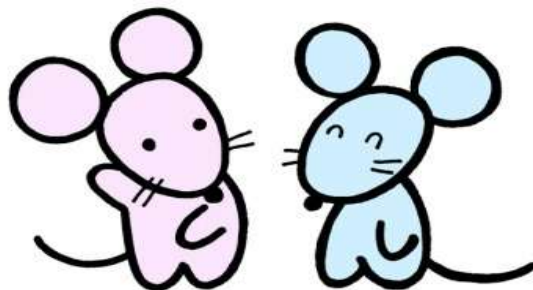
費用

所得に応じて費用の負担があります。

窓口

子ども若者課ひとり親・生活支援係

TEL 5722-9862



すまいのこと



区営住宅

区内に居住し、住宅に困っている、収入の少ない世帯向けの住宅です。

☆ひとり親世帯(母子・父子)等については、当せん率が一般世帯より高くなる「優遇制度」があります。

主な応募資格

- 1 区内に1年以上居住していること
- 2 同居親族がいること
- 3 世帯の所得が基準内であること
- 4 住宅に困っていること

募集方法

募集をする場合は、区報・区ウェブサイト等でお知らせします。

申込方法

募集期間中に総合庁舎、地区サービス事務所、総合庁舎別館6階「公営住宅の窓口」等で配布する募集案内に添付の申込書を郵送でお申し込みください。

住宅の使用料

使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。

窓 口

目黒区公営住宅の窓口 TEL 3715-1871

住宅課住宅計画係 TEL 5722-9877

都営住宅

都内に居住し、住宅に困っている、収入の少ない世帯向けの住宅です。

☆ひとり親世帯(母子・父子)等については、一部の地区で当選確率が一般世帯より高くなる「優遇制度」があります。

☆ひとり親世帯(母子・父子)、高齢、心身障害、多子、特に所得の低い一般世帯に対して、書類審査や実態調査をしたうえで、住宅に困っている度合いの高い人から順に、募集戸数分の世帯を入居予定者として登録する「ポイント方式」があります。

☆毎月募集、随時募集等があります(申し込み方法や募集地区が限られています)。

主な応募資格

- 1 都内に居住していること
(ポイント方式は引き続き3年以上の居住が必要です。)
- 2 同居親族がいること
- 3 世帯の所得が基準内であること
- 4 住宅に困っていること

募集方法

定期募集は年4回(5月・8月・11月・2月)です。募集期間は、区報、広報「東京都」、JKK東京<東京都住宅供給公社>のウェブサイト等でお知らせします。毎月募集・随時募集については、直接JKK東京までお問い合わせください。

申込方法

募集期間中に区役所、JKK東京都営住宅募集センター等で配布する募集案内に添付の申込書を郵送でお申し込みください。インターネットでもお申し込みできます。

住宅の使用料

使用料は、世帯の所得、住宅のある地域、住宅の広さ、建築年数等により決まります。

窓 口

JKK東京<東京都住宅供給公社>都営住宅募集センター TEL 3498-8894
募集の総合案内テレホンサービス TEL 6418-5571

ファミリー世帯家賃助成

18歳未満の子を扶養し、かつ同居している世帯に、月額2万円の家賃助成を最長3年間行います。

助成要件（基準日:毎年度4月1日現在）

- 1 基準日現在、区内の民間賃貸住宅に居住し、かつ住民登録がある。
※公的住宅・社宅・2親等以内の親族が所有する住宅は除く
- 2 前年中の世帯の年間総所得が下表の基準額以下である。
- 3 賃貸借契約者が本人、配偶者等または親族である。
- 4 家賃全額の支払いは、本人または配偶者等である。
- 5 家賃が5万円以上18万円以下である。
- 6 家賃を滞納していない。
- 7 世帯全員が住民税を完納している（住民税が課税されていない方も対象）。
- 8 生活保護を受けていない。
- 9 自宅の家賃を前年分確定申告で経費計上していない。
- 10 中堅ファミリー家賃助成、中堅ファミリー世帯住み替え家賃助成及び高齢者世帯等住み替え家賃助成を過去に受けたことがない。
- 11 高齢者世帯等居住継続家賃助成及びファミリー世帯家賃助成を過去、現在ともに受けていない。

基準額	世帯人数	総所得金額(上限)
	2人	5,244,000円
	3人	5,724,000円
	4人	6,204,000円

※5人以上の場合、1人増えるごとに48万円を加算してください。

募 集

詳細は、区報・区ウェブサイト等をご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。

募集は、6月上旬からの予定です。

応募世帯数が募集世帯数を上回った場合は抽せんとなります。

※ひとり親世帯については当せん倍率が2倍です。

窓 口

住宅課居住支援係

TEL 5722-9878

民間賃貸住宅の情報提供

区内に居住し、扶養するすべての子が18歳未満の子とひとり親だけの世帯で民間賃貸住宅への転居を希望する世帯に対して、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第五ブロック目黒区支部の協力を得て住宅探しの支援を行っています。

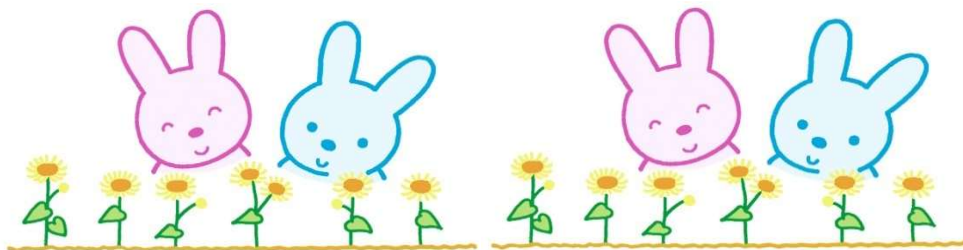
対象世帯

- 1 基準日現在(基準日:毎年度4月1日)、目黒区に住民登録をしている。
- 2 緊急連絡先がある。
- 3 転居後の家賃を支払うことができる。

窓 口

住宅課居住支援係

TEL 5722-9878



しごとのこと

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク（公共職業安定所）は、就職活動の方法や仕事の探し方などの職業相談や、希望求人の紹介を行うところです。

求人はインターネットで見られますが、ハローワークでも求人を見ることができます。応募書類の書き方や面接に関するアドバイスもしています。

必要な場合は、職業訓練のあっせんも行います。

また、区役所内ワークサポートめぐろでは、ご希望により、児童扶養手当受給のかた対象の個別支援も行っています。

雇用保険の受給手続きと職業訓練の申込みについては、ハローワーク渋谷となりますので、ご注意ください。

所在地等

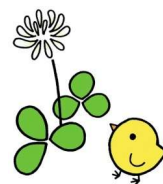
ハローワーク渋谷 TEL 3476-8609 渋谷区神南1-3-5
ワークサポートめぐろ TEL 5722-9326 目黒区総合庁舎本館1階

マザーズハローワーク東京

仕事と子育ての両立を希望するかたをはじめ、家庭と仕事の両立をめざすかたの就職支援施設です。ひとり親を対象とした専門相談員による予約担当者制の職業相談、就職に役立つ各種セミナー、パソコン講習の開催等、支援メニューを揃えています。チャイルドコーナーや授乳室、おむつ替えスペースもありお子さま連れでも安心です。

利用時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00（土曜・日曜・祝日は休み）



所在地等

マザーズハローワーク東京 TEL 5728-8609
渋谷区桜丘町1-2 渋谷サクラステージセントラルビル SHIBUYAサイド10階

東京都ひとり親家庭支援センターはあと

(ひとり親家庭等就業・自立支援センター)

ひとり親家庭等に対する、就業支援サービスの提供や、職業紹介、離婚前後の法律相談、養育費に関する相談、親子交流支援など生活の安定を図るための各種生活相談を行う、都の支援機関です。

実施内容	電話・日時	名称・所在地
<p>仕事に関すること</p> <p>ひとり親家庭それぞれに合わせた就業相談や就職支援、職業紹介</p> <p>○”働く”に関する相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事の悩み ・適職診断 (ツールを用いた個別相談) ・パーソナルマネー &キャリアプランニング <p>○就業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お仕事探し ・応募書類に関する事 (履歴書、職務経歴書など) ・面接に関する事 (面接対策、振り返り) <p>○各種セミナー開催・各種制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援講習会(PC講習会含む) ・ライフプランセミナー ・女性eラーニング職業訓練校の 申込受付 	<p>TEL 3263-3451</p> <p>①月・水・木・土・日・祝 9:00～17:30</p> <p>②火・金 9:00～20:30</p> <p>※日曜日・祝日は電話相談のみ</p>	<p>はあと飯田橋</p> <p>千代田区 飯田橋3-10-3</p> <p>東京しごとセンター7階</p>
<p>生活に関すること</p> <p>ひとり親家庭が安心して暮らすために、日常生活に関すること、養育費についての相談や離婚前後の法律相談、親子交流支援について</p> <p>○生活相談</p> <p>ひとり親ならではの暮らしの悩み、子育ての不安など</p> <p>○養育費相談</p> <p>子どもの成長に必要な養育費の取り決めなど</p> <p>○離婚前後の法律相談</p> <p>親権、婚姻費用、慰謝料、財産分与など弁護士が助言を行う</p> <p>○親子交流支援</p> <p>実施までの連絡調整、付き添い等、原則月1回、1年間のご利用</p>	<p>・生活相談</p> <p>・離婚前後の法律相談</p> <p>・養育費相談、親子交流支援</p> <p>TEL 6272-8720</p> <p>①月・土・日・祝 9:00～17:30</p> <p>②火・水・木・金 9:00～20:30</p> <p>※離婚前後の法律相談、養育費相談の専門相談は電話による予約制</p> <p>※離婚前後の法律相談は20歳未満のお子様がいる父母が対象</p> <p>※親子交流支援を受けるには、一定の条件あり</p>	<p>はあと</p> <p>千代田区飯田橋3-4-6 新都心ビル7階</p>

自立支援教育訓練給付金

ひとり親の就労を促進するため、教育訓練講座を受講する場合にその経費の一部を支給します。

対象者

20歳未満(受講修了時に20歳未満)の子どもを扶養している区内に住所を有するひとり親家庭の母または父。

その他の要件についてはお問い合わせください。

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定訓練講座

支給額

原則、受講料の60パーセント(上限、下限額あり)。受講修了後に支給。

※雇用保険法の訓練給付金を受けたかたは差額を支給。

手続き

講座を申し込む前にあらかじめ区にご相談ください。

支援プログラム作成のための来所が必要となります。

希望講座の受講が就職に役立つと認められるかどうかなどについて審査したうえで、決定します。

窓口

子ども若者課ひとり親・生活支援係 TEL 5722-9862



高等職業訓練促進給付金

ひとり親の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に給付金を支給します。

対象者

20歳未満(受講修了時に20歳未満)の子どもを扶養している区内に住所を有するひとり親家庭の母または父。

その他の要件についてはお問い合わせください。

対象資格

看護師(准看護師を含む)、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、美容師、理容師、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格

支給期間

全期間(ただし、上限4年で、子が20歳になる月まで)

支給額

訓練促進給付金支給額

住民税が非課税のかたは 月額 100,000円
(ただし、養成機関における修業期間の最後の12か月については月額 140,000円)

住民税が課税されているかたは 月額 70,500円
(ただし、養成機関における修業期間の最後の12か月については月額 110,500円)

修了支援給付金

住民税が非課税のかたは 50,000円

住民税が課税されているかたは 25,000円

手続き

入学試験を申し込む前にあらかじめ区にご相談ください。

資格の取得見込み、生活状況等について審査したうえで、決定します。

窓口

子ども若者課ひとり親・生活支援係 TEL 5722-9862





妊娠・出産のこと

入院助産

経済的理由で出産費用にお困りの場合に、費用の助成をします。

対 象 <里帰り出産は対象外>

区内に在住していて、世帯状況が次の要件のいずれかに該当し、他からの援助を受けられないかたを対象として、家庭訪問等を行い審査のうえ決定します。

- 1 生活保護を受けている。
- 2 住民税が非課税である。
- 3 当該年度分の住民税の所得割額が19,000円以下の世帯(ただし、健康保険等からの出産一時金等の給付額が48万8千円以上の場合は対象外)。

援助内容

分娩介助料等の費用を区が直接助産施設(病院)に支払います(ただし、妊産婦検診や分娩以外にかかった医療費は除く)。

※当該年度分の住民税の所得割額に応じて、自己負担金があります。

※上記以外にも、助産施設(病院)によっては別途費用の負担があります。

手 続 き

入院前に申請が必要です。出産予定日の4ヶ月前から受付しますが、指定助産施設で出産予約が必要です。あらかじめ区にご相談ください。

指定助産施設 (目黒区周辺)

- 1 東京都立広尾病院(渋谷区恵比寿2-34-10)
- 2 日本赤十字社医療センター(渋谷区広尾4-1-22)
- 3 東京都立荏原病院(大田区東雪谷4-5-10)
- 4 大森赤十字病院(大田区中央4-30-11)
- 5 愛育病院(港区芝浦1-16-10) 他

窓 口

子ども若者課ひとり親・生活支援係 TEL 5722-9862

国民健康保険の出産育児一時金と出産費の貸付

国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産育児一時金(50万円)が支給されます。

- * 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。
(死産、流産、早産をされたかたを含みます。)
- * 出産費用の窓口での負担軽減のため、医療機関等に直接支払う直接払制度や受取代理制度があります。これらを利用しない場合や海外での出産の場合は、出産後の申請(出産日の翌日から2年以内)によりお支払いします。
- * 直接支払制度に対応していない医療機関で出産される等、出産費用の負担にお困りのかたには、出産前に貸付(出産育児一時金の8割)を行っています。(出産予定日の1か月前から申請可)
- * 国民健康保険に加入後6か月以内の出産で、以前の健康保険から出産育児一時金に相当する給付を受ける場合には支給されません。
- * 国民健康保険以外の健康保険に加入しているかたは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。

窓 口

国保年金課給付係 TEL 5722-9811

産前産後期間の国民健康保険料免除

国民健康保険の被保険者で出産日が令和5年11月1日以降のかたが対象です。単胎妊娠の場合は出産(予定)月の前月から4か月間、多胎妊娠の場合は出産(予定)月の3か月前から6か月間の国民健康保険料が免除されます。

- * 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。
(死産、流産、早産をされたかたを含みます。)
- * 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- * 国民健康保険以外の健康保険に加入しているかたは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。
- * 国民健康保険料が最高限度額の世帯は申請いただいても減額にならない場合があります。

窓 口

国保年金課資格賦課係 TEL 5722-9810

保健指導票

生活保護を受けている世帯、住民税が課税されていない世帯及び中国残留邦人等支援給付を受けている世帯の妊産婦・乳幼児に対し契約医療機関で必要な保健指導(一部の健診)が受けられる保健指導票を交付します。

交付内容

妊婦:妊娠23週まで4週に1回、24週から35週まで2週間に1回、36週以降分娩まで1週間に1回。

産婦:1回 乳児:1回 新生児聴覚検査:1回

窓口

地域保健課 地域保健サービス係 TEL 5722-9503

産後ケア事業

産後ケア(宿泊型)

対象:目黒区に住民登録がある出産後5か月未満のお母さんとその赤ちゃん(利用する施設により対象月齢の上限が異なります。)

かつ、下記のいずれかに当てはまるかた

- ・産後の回復や体調に不安がある
- ・授乳や育児に不安がある
- ・家族などの支援が得にくい

※早産(在胎週数37週未満で出産)のかたは、修正月齢で5か月未満まで(出産予定日から5か月未満まで)利用できる場合があります。

※施設の受け入れ体制によってはご希望に沿えない場合があります。

利用日数:最長7日間 区が委託した施設に宿泊

分割利用可能 例:2日(1泊2日)と5日(4泊5日)

なお、日数は宿泊数ではなく滞在日数です。

利用料金:施設により異なる(区公式ウェブサイトにてご確認ください。)

※住民税非課税世帯および生活保護世帯は無料

※住民税課税世帯は、1泊につき2,500円の減免を最大5泊まで利用できます。

申込み:妊娠8か月(妊娠28週)以降、区公式ウェブサイトよりオンライン申請

産後ケア(訪問型)

対象:目黒区に住民登録がある出産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん
かつ、下記のいずれかに当てはまるかた

- ・産後の回復や体調に不安がある
- ・授乳や育児に不安がある
- ・家族などの支援が得にくい

利用回数:3回まで

※利用申請は1回ごとに必要です。複数回まとめた申請はできません。

利用料金:1,000円※住民税非課税世帯および生活保護世帯は無料

申込み:出産後に区公式ウェブサイトよりオンライン申請

産後ケア(通所「集団」型)

対象:目黒区に住民登録がある出産後6か月未満のお母さんとその赤ちゃん
かつ、下記のいずれかに当てはまるかた

- ・産後の回復や体調に不安がある
- ・授乳や育児に不安がある
- ・家族などの支援が得にくい

※早産(在胎週数37週未満で出産)のかたは、修正月齢で6か月未満
まで(出産予定日から6か月未満まで)利用できる場合があります。

※事業者の受け入れ体制によってはご希望に沿えない場合があります。

利用料金:500円※住民税非課税世帯および生活保護世帯は無料

申込み:出産後に区公式ウェブサイトよりオンライン申請

産後ケア(日帰り型)

対象:目黒区に住民登録がある出産後4か月未満のお母さんとその赤ちゃん
かつ、下記のいずれかに当てはまるかた

- ・産後の回復や体調に不安がある
- ・授乳や育児に不安がある
- ・家族などの支援が得にくい

※早産(在胎週数37週未満で出産)のかたは、修正月齢で4か月未満
まで(出産予定日から4か月未満まで)利用できる場合があります。

利用回数:1度の出産につき2回まで

利用料金:2,500円※住民税非課税世帯および生活保護世帯は無料

申込み:妊娠8か月(妊娠28週)以降、区公式ウェブサイトよりオンライン申請

窓 口

地域保健課保健相談係

Tel 5722-9383



子どものこと

養育費に関する公正証書等作成促進補助金

公正証書等による養育費の取決めにかかる費用に対して、補助金を支給します。

申請受付期間 養育費の取決めを交わした文書を作成した日から6か月以内

支給額 下記1から3のいずれか1つを対象とします(上限4万3千円)

- 1 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料
- 2 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代等
- 3 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代等

対象者 目黒区内に住所があり、次の要件をすべて満たすかた

- ・養育費の取決めの対象となる子を現に養育している
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ・養育費の取決めに係る費用を負担した
- ・過去に当該事業による補助金を受けていない

問合せ

子ども若者課ひとり親・生活支援係 TEL 5722-9862

養育費保証契約促進補助金

民間保証会社と養育費保証契約を締結する際に、保証会社に支払った初回保証料に対し、補助金を支給します。

申請受付期間 養育費保証契約締結後6ヶ月以内

支給額 初回保証料額(50,000円を上限)

対象者 目黒区内に住所があり、次の要件をすべて満たすかた

- ・養育費の取決めの対象となる子を現に養育している
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している
- ・民間保証会社と養育費保証契約を1年以上締結している
- ・過去に当該事業による補助金を受けていない

問合せ

子ども若者課ひとり親・生活支援係 TEL 5722-9862

家事育児支援ヘルパー派遣

赤ちゃんのいる家庭に家事育児支援ヘルパーを派遣して、
赤ちゃんの身の回りの世話や家事援助を行う子育て支援サービスです。

利用対象

目黒区にお住まいの妊産婦又は1歳未満(双子以上の場合は2歳未満)の
養育者

利用期間

(単胎児) 出産予定日1か月前～1歳未満(合計60時間以内)

(多胎児) 出産予定日1か月前～1歳未満(合計120時間以内)

満1歳～2歳未満(合計90時間以内)

※ 利用期間ごとに申込みが必要です。

利用時間

8:00～19:00(1月1日～3日の期間を除く)

1日1回の利用で1回あたり1日3時間以内(原則2時間以上の利用)

*きょうだいの送迎のみを利用する場合は、1回1時間の利用も可

費用

1時間500円(開始から6時間は無料)

生活保護受給世帯・住民税非課税世帯は無料

サービスによっては、別に料金がかかる場合があります。

内容は、区ウェブサイトでご確認ください。

申込方法

区ウェブサイトからお申込みください。

※ 利用期間開始の1か月前から申込みできます。

※ 申請書(紙)での申請をご希望のかたはお問い合わせください。

問合せ

子ども若者課児童手当・医療証係

TEL 5722-8709

家事育児サポーター利用費助成

区と提携している家事育児サポーター(産後ドゥーラ)による支援サービス等を利用した場合に、利用料金の一部を助成します。

利用対象

次の要件を両方満たしているかた

- ・目黒区にお住まいの産後6か月以内の産婦
(産後7か月に達する日の前日まで利用できます。)
- ・目黒区と提携している家事育児サポーターに利用料金を支払いした場合

助成内容

(プランニング) 1回限り、1,000円

(支援サービス) 1時間あたり、2,000円

単胎児の場合 30時間

多胎児の場合 60時間

家事育児サポーター

目黒区と提携している家事育児サポーター一覧から、利用したい家事育児サポーターを選択します。

※サービス内容や利用料金は家事育児サポーターにより異なります。

※家事育児サポーターの一覧は、区ウェブサイトの家事育児サポーター利用費助成事業のページから確認できます。

申請方法

利用費助成金交付申請書を区ウェブサイトからダウンロードしてください。

産後7か月に達する日の前日までの最終利用日から30日以内に申請してください。

プランニングのみ利用の場合は、出産日又は出産予定日から半年以内に申請してください。

※複数回に分けて申請することもできます。

助成決定後、申請書に記載の口座へ申請月の翌月下旬に入金予定。

問合せ

子ども若者課児童手当・医療証係

TEL 5722-8709

認可保育所

保護者が児童(0歳～小学校就学前)の保育をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設です。

入所対象

児童の保護者が、次のいずれかの事情にあり、当該児童を保育することができない場合

- 1 保護者が働いている場合
- 2 保護者が出産・病気などの場合
- 3 保護者が親族の介護・看護をしている場合
- 4 災害に遭い、復旧に当たっている場合
- 5 その他保育の必要性が認められる場合

保育内容

児童の発達段階に応じた援助、児童の健康状態の観察、定期的な健康診断など

開園時間

7:15 ～ 18:15

保育時間は、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して、開園時間の範囲内で必要最小限の時間であることを原則としています。

また、開園時間を超えて保育が必要な場合は、延長保育を実施していません(申し込みが必要です)。

費用

令和7年9月から、年齢や課税状況にかかわらず、第1子を含む全ての児童の保育料を無償化しました。

延長保育を利用する場合は、別に延長保育料がかかります。

窓口

保育課保育施設利用係

TEL 5722-9868



認証保育所

保育を必要とする方は、どなたでも利用できる認可外保育施設で13時間以上の開所を義務付け、都が定めた設備の基準を満たした保育施設です。

入所対象

A型 …… 駅前設置を基本とした定員20人から120人までの保育所で、月120時間以上(施設によっては月48時間以上。)の利用が必要な0歳から就学前までの児童

※ 施設によって保育対象年齢は異なります。

B型 …… 小規模で家庭的な保育を行う定員6人から29人までの保育所で、0歳から2歳まで(区長が必要と認めた3歳以上児を含む。)の児童

開所時間

13時間以上開いていますが、開始、終了時間は各保育所によって異なります。

費用

各保育所が定めます。ただし、月220時間以下の利用の場合の月額は、3歳未満児が104,000円、3歳以上児101,000円を上限としています。

窓口

各認証保育所

問合せ

保育課保育係

TEL 5722-9865

小規模保育

保護者が0歳児から2歳児クラスまでの乳幼児の保育をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する定員6～19人の少人数の施設です。

区が定めた設備の基準を満たし、認可された施設です。

保育従事者の保育士有資格者が10割のA型、6割以上のB型、複数の家庭的保育者が6～10人の定員で保育するC型の3つの類型が設けられています。

対象児童

次の要件を全て満たすかた

- 1 保護者のいずれもがご家庭でお子さんの保育ができない場合
(認可保育所の入所対象欄を参照)
- 2 0歳児から2歳児クラスまでの児童

開所時間

各保育所によって異なります。

費用

令和7年9月から、年齢や課税状況にかかわらず、第1子を含む全ての児童の保育料を無償化しました。

窓口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868

事業所内保育

会社等が従業員のために設置する保育施設で、従業員のお子さん(従業員枠)と地域のお子さん(地域枠)と一緒に保育する保育所です。

地域枠は、区が定めた認可基準を満たしており、区において利用調整の対象となります。

地域枠の対象児童

次の要件を全て満たすかた

- 1 目黒区在住
- 2 保護者のいずれもがご家庭でお子さんの保育ができない場合
(認可保育所の入所対象欄を参照)
- 3 0歳児から2歳児クラスまでの児童

開所時間

各保育所によって異なります。

費用

令和7年9月から、年齢や課税状況にかかわらず、第1子を含む全ての児童の保育料を無償化しました。

窓口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868

家庭福祉員(保育ママ)

概 要

目黒区が認定した家庭福祉員が福祉員の自宅等家庭的な環境の中で保育する制度。

対象児童

次の1～4の要件を全て満たすかた

- 1 目黒区在住
- 2 保育開始月の初日時点で生後6か月から2歳児クラスまでの乳幼児
- 3 保護者が就労している等の理由で、お子さんを昼間保育するかたがない
- 4 3号認定(保育短時間)のかたのみ

保育時間

平日 原則 9:00～17:00までの8時間
土曜日保育は家庭福祉員とご相談ください。

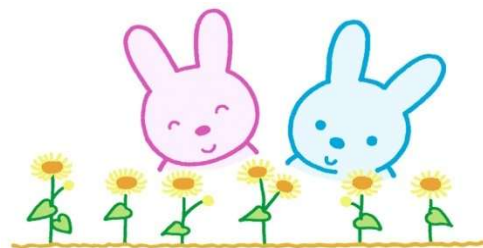
費 用

月額 25,000円

※認可外保育施設保育料助成制度の対象となる場合があります。

窓 口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868



認可外保育施設保育料助成制度（令和7年4月現在）

区内在住で認可外保育施設等を利用するご家庭の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を助成します。

対 象

保育の必要性の認定(2号または3号)を受けており、次の施設と月160時間以上の保育委託契約を結んでいる等、認可外保育施設保育料助成制度のすべての要件に該当する世帯。

施設の種類

- ・ 東京都認証保育所(目黒区外も含む)
- ・ 都制度の家庭的保育事業(目黒区外も含む)
- ・ 都の指導監督基準を満たす旨の証明を受けている認可外保育施設(目黒区外も含む)

窓 口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868

※令和8年度の制度内容等は、4月頃にウェブサイト等でお知らせする予定です。

幼児教育・保育の無償化（認可外保育施設等を利用するかた）

保育の必要性の認定を受けている3歳児クラスから5歳児クラスまでの児童、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の児童の利用料が無償化の対象となります。

対象施設は、都道府県に届け出を行い指導監督基準を満たしている施設で、区市町村から「確認」を受けた認可外保育施設等です。

窓 口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868

※私立幼稚園を併用している場合は制度が異なるため、子ども若者課子育て支援係(03-5722-9892)にご確認ください。

※令和8年度の制度内容等は、4月頃にウェブサイト等でお知らせする予定です。

訪問型病児・病後児保育利用料助成制度

保育園等に通っている乳幼児が病気や怪我などでお休みをし、保護者の仕事の都合がつかないなどの理由で家庭で保育をする人がいない場合、ベビーシッター利用費用の一部を助成します。

対象者の要件

目黒区内に住所を有し、認可保育園、家庭福祉員、地域型保育、認証保育所などの認可外保育施設(区外施設も含む。)、こども園等を利用している保育の必要な未就学児です。緊急一時保育をご利用の方は利用期間中のみ助成対象となります。利用の前後7日間以内に医療機関を受診していることが条件です。医療機関の受診がない場合は、助成対象となりません。

利用対象となる事業者

(1) 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

<http://www.acsa.jp/htm/joining/>

(2) 公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

http://acsajp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm

助成金額

1時間につき1,000円(料金が1時間1,000円未満の場合は実費分まで)
1日10時間(1時間未満の部分については切り捨て)までとなります。
お子様1人あたり年度内(4月1日～3月31日)40,000円が助成の上限です。

窓 口

保育課保育係

TEL 5722-9865



一時保育

保護者の育児の負担を軽減するため、休養・通院などの理由で一時的に保育が必要な場合にご利用いただけるサービスです。

対 象

主に保護者により家庭で養育され、区内在住で集団保育可能な4か月～未就学児

利用時間

月～金曜日 認可保育所 8:00～17:00（休日を除く）

小規模保育所 8:00～18:00（休日を除く）

（認可保育所全体で）週2回まで

小規模保育所については、原則として利用は1人につき（各施設で）週2回まで

費 用

1時間500円（1回あたり2時間以上）

原則、事前払込み（キャンセル料がかかる場合があります。）

実施施設

認可保育所14か所 小規模保育所7か所

窓 口

各施設

問 合 せ

保育課保育係

TEL 5722-9865

緊急一時保育

保護者が病気・出産・家族の入院などで急に子どもの保育ができなくなり、家族の中に世話をする人がいない場合、区立保育園で一時的にお預かりします。

対 象

区内在住の生後57日から小学校就学前の健康な子ども

利用期間

最長2か月以内

（入院計画書などの期間を上限とします。ただし、出産の場合は出産のために入院する日から2週間を上限とします。）

利用時間

保育園開園日の8:30～17:00（4か月児以上は7:15～18:15）の間で、必要な時間

費用

1日1,200円（無償化対象者を除く）

窓口

保育課保育施設利用係 TEL 5722-9868

病後児保育

保育園などに通園中の乳幼児が病気の回復期にあつて、集団保育の困難な期間、勤務の都合などで家庭で保育する人がいない場合に、区が指定した施設で、一時的に乳幼児をお預かりします。

実施施設

・武田医院

武田医院病後児保育室すくすくナーサリー
八雲3-5-3 TEL 5726-3170

・自衛隊中央病院

Jキッズピース三宿保育園 病後児保育室
東山2-26-20 TEL 080-3760-4483

・ロコクリニック中目黒

ロコキッズケア
東山1-9-8 高橋ビル TEL 3714-6565

・にっとのクリニック

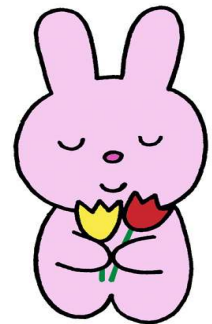
たんぼぼ病後児保育室
原町2-1-24 新富士ビル201号 TEL 6452-3669

・学芸大学ファミリークリニック

学芸大学エンジェル保育室
鷹番3-6-18 カザーナ学芸大学403 TEL 070-8587-2381

・目黒通りこどもクリニック

目黒通りこどもクリニックみんなのおうち病後児保育室
下目黒6-1-27 アメニティハウス2階 TEL 6303-1091



窓口

各施設

問合せ

保育課保育係 TEL 5722-9865

ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援) (令和8年1月現在)

日常生活上の突発的な事情や、リフレッシュ等の目的により、一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、ベビーシッターを利用する際に料金の一部を助成いたします。

対象児童

0歳から満9歳(障害児は満12歳)になる年度の末日までの児童
保育の認定は問わないため、児童が認可保育所等に在籍していても利用可能です。

利用上限時間

- ・児童1人につき年度あたり144時間
- ・多胎児・障害児・ひとり親家庭の児童の場合
児童1人につき年度あたり288時間まで

利用上限金額

日中 7:00～22:00 1時間2,500円上限
夜間 22:00～翌7:00 1時間3,500円上限
児童1人ごとに1か月単位で、分単位切り捨てとなります。

対象利用料

事業者から請求される料金のうち、「純然たる保育サービス提供対価」(税込)のみが助成対象となります。

入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準ずる費用は対象になりません。

対象事業者

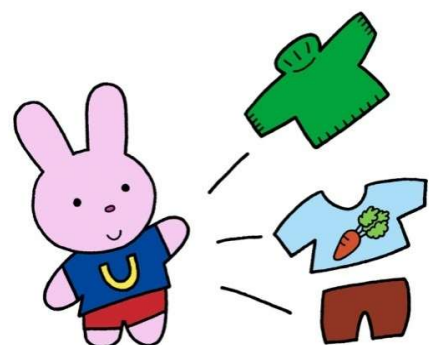
東京都が定めるベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)
認定事業者

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/bs/itijiazukarijigyousalist.html>

窓 口

子ども若者課児童手当・医療証係

TEL5722-8709



学童保育クラブ

保護者の就労等により、放課後など子どもが家に帰っても保育する人がいない家庭に代わり、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

対 象

区内在住・在学の小学校1年生～6年生

保育時間

学校開校日の平日は、下校時～18:15(土曜日は18:00まで)

夏休みなど学校休校日の平日は、8:15～18:15(土曜日は8:30～18:00)

延長保育は8:00～8:15、18:15～19:00(平日)、8:00～8:30、18:00～19:00(土曜)

窓 口

放課後子ども対策課児童館係 TEL 5722-9861

ランドセル来館

小学生が放課後のまとまった遊びの時間を確保できるよう、下校後帰宅せずにランドセルを背負ったまま児童館に遊びに来ることができる制度です。

対 象

区内在住または、在学の小学校1年生～6年生で以下に該当する児童

- 1 児童館事業に参加するなど放課後時間を有効利用したい児童
- 2 学童保育クラブの入所申請をしたが、待機となった児童
- 3 保護者が仕事や介護などで放課後不在になる児童

利用時間

- 1 学校開校日の月～金曜日 放課後から 18:00 まで
- 2 学校開校日の土曜日、開館の日曜日の放課後から 17:00 まで
中央町児童館、平町児童館、こどもの森児童館、碑住区センター児童館、東根住区センター児童館、東山児童館は、18:00まで

窓 口

各児童館 利用したい児童館で面接をして登録手続きを行います。

ランランひろば

放課後や学校休業日(春・夏・冬季休業期間、都民の日、学校振替休業日)に、小学校の校庭や体育館等を活用し、児童の安全・安心な居場所を提供する事業です。

参加方法

利用にあたっては登録が必要です。利用料は無料です。
任意保険に加入する場合は、ランランひろばに保険料をお支払ください。
(年額500円)

窓 口

放課後子ども対策課放課後子ども事業係 TEL 5722-6831
各ランランひろば

こもれび目黒本町

乳幼児とその保護者の交流の場である「子育てふれあいひろば」と、18歳までの子どもの居場所である「みんなのひろば」を一体的に実施している施設です。

目黒区目黒本町5-33-1(コーポ目黒本町1、2階)

開所時間 月～金曜日の9:00～20:00

こもれび目黒本町を利用するには利用登録が必要です。

事前の利用登録がなくても利用することは可能ですが、
来所時に利用登録をお願いいたします。

利用登録は右のQRコードから区ウェブページにアクセス
して行えます。

こもれび目黒本町
ウェブページ



子育てふれあいひろば

対象 未就学児とその保護者／実施時間 9:00～14:00

P47をご参照ください。

みんなのひろば

対象 18歳までの子どもとその保護者／実施時間 14:30～20:00

18歳までの子どもやその保護者が気軽に立ち寄れる地域の居場所です。
子ども同士の交流、勉強や食事など、無料で自由に過ごすことができます。
小学生の利用は18:00までです。

居場所

子どもがくつろげる場を提供することで、子ども同士の交流の場の創出や子どもが一人でもゆっくりと過ごせる居場所を提供します。

養育支援

保護者が抱える悩みや問題に寄り添って相談にのり、子育てに必要な知識や受けられる支援などの助言をします。

食事提供

栄養バランスの取れた夕食を食べながら、交流できます。

17:00～18:00 小学生対象(定員10人)

18:00～19:00 中高生対象(定員10人)

先着予約制。予約枠とは別に当日枠として10人利用できます。

また、区立小学校の春・夏・冬休み期間中には朝食も提供します。

学習支援

子どもの学習の場を提供します。常時利用できる学習室があり、みんなのひろばの実施時間内であればいつでも自習ができます。

定期的に個別指導も実施します。

《個別指導》毎週月・水・金曜日に実施。

16:00～17:30 小学生対象(定員5人)

18:30～20:00 中高生対象(定員5人)

先着予約制。

連絡先

こもれび目黒本町 TEL 6451-2666



めぐろ子ども未来応援塾

ひとり親家庭の子どもを対象に、学習習慣の定着、進級や進学に向けた基礎的な学力の向上を図るための学習支援を行います。参加費は無料です。

また、生活相談や進路相談にも応じます。

対 象

下記の要件に全て該当する世帯

- ・区内にお住まいのひとり親家庭の子ども
- ・児童扶養手当の受給世帯か所得がこれに同等する世帯であること
- ・受験生チャレンジ支援貸付等、都または区市町村が実施するほかの学習支援を受けていないこと

※学習塾や家庭教師・通信教育等を利用していないかたが優先です。

学 習 塾 型

小学4年生～高校3年生まで

年40回開催(1回2時間)

場所:区内施設

家庭教師型

小学4年生～中学3年生まで

年40回(1回2時間)

問 合 せ

子ども若者課ひとり親・生活支援係 Tel 5722-9862



子どもショートステイ・乳幼児ショートステイ

保護者が入院・介護・仕事の出張等の理由で一時的にお子さんを養育できないときに、指定の預かり施設で宿泊を伴った一時預かりを行います。

空き状況や利用要件の有無について、電話または窓口にて確認してください。

利用日の7日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までに申請してください。

子どもショートステイを初めて利用する場合は、お子さんと一緒に施設の事前見学が必要です。

対 象

(子どもショートステイ)

区内在住の2歳から小学校6年生のお子さん

(乳幼児ショートステイ)

区内在住の2歳未満のお子さん

期間と費用

1か月につき7日間まで

1人1泊2日6,000円(1泊増えるごとに3,000円加算)

住民税非課税世帯は、1人1泊2日3,000円(1泊増えるごとに1,500円加算)

生活保護受給世帯は、無料

別に料金がかかる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

施 設

(子どもショートステイ)

児童養護施設「目黒若葉寮」 目黒区大橋2-19-1

(乳幼児ショートステイ)

「日本赤十字社医療センター附属乳児院」 渋谷区広尾4-1-1

窓 口

こども家庭センター事業係

Tel 5722-6836 目黒区鷹番2-16-15



障害児ショートステイ・障害児緊急一時保護

心身障害児(18歳未満)が家族の疾病などにより、一時的に日常生活を営むことが困難になった場合に、施設で一時的にお預りし、介護します。

<緊急一時保護>

緊急に介護、保護が必要な児童を施設で一時的に保護します。

対 象

愛の手帳所持者

施 設

「たんぽぽの家」 目黒区碑文谷 1-11-3 たんぽぽの会目黒事業所

窓 口

障害者支援課知的障害・発達障害相談係

TEL 5722-9851

<ショートステイ>

介護者の急病、冠婚葬祭、レスパイトなどの場合に、児童を施設にて短期間お預りします。

対 象

身体障害者手帳、愛の手帳所持者で短期入所サービスの受給者証を持っている児童

施 設

「目黒区心身障害者センターあいアイ館」

「目黒区東が丘あじさいホーム」

窓 口

障害者支援課知的障害・発達障害相談係

TEL 5722-9851



心身障害者(児)緊急時等見守り事業

心身障害者(児)(65歳未満)が家族の疾病などにより、緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難になった場合に、あらかじめ届出をした指定介護人や、障害福祉サービス事業所のヘルパーに居宅で見守りを依頼し、謝礼又は利用料金を支払ったものに対し、助成を行う事業です。

指定介護人、障害福祉サービス事業所はご自身で探す必要があります。利用には一部自己負担金がかかります。

対 象

医療的ケアを要しない身体障害者手帳1・2級 または、愛の手帳 1～3度のかた、および脳性麻痺のかた、進行性筋萎縮症のかた

窓 口

目黒区社会福祉協議会障害福祉サービスセンター TEL 5708-5791

ファミリー・サポート・センター

育児と仕事の両立および子育て家庭の育児を支援する会員制の組織です。センターが、育児援助を希望するかた(ファミリー利用会員)に、育児援助を行いたいのかた(ファミリー協力会員)を紹介し、一時的・補助的なサポートをすることで地域の子育て環境づくりに努めます。

※会員登録ご希望の方は、センターにお問い合わせください。

援助活動の内容

保育施設への送迎とその前後の保育、未就園児の一時保育、学童保育終了後の保育などがあります。

窓 口

目黒区社会福祉協議会ファミリー・サポート・センター TEL 3714-9047

ほ・ねっとひろば

乳幼児のあそびのひろばがあります。子育てに関する悩みや困りごとの相談も受けています。

利 用

乳幼児と保護者が、一緒に利用できるひろばです。

月～土曜日(祝日・年末年始は休み)

利用時間や利用できる年齢、利用人数等については、ウェブサイトを確認してください。



窓 口

こども家庭センター利用者支援係 TEL 5722-9596

子育て総合相談窓口

利 用

子ども(18歳未満)のことや子育てに関する相談を受け付けています。

【電話・FAX・メール】

受付時間:月～土曜日

8:30～17:00(祝日・年末年始は休み)

TEL 5722-9596 FAX3715-7604

上記の相談方法が難しい場合、電話にてご相談ください。

【来所・オンライン・訪問、月～金曜日、予約制】



子ども相談室「めぐろ はあと ねっと」

(子どもの権利擁護委員制度)

つらいことがある・嫌なことがあった・困っている等、話を聴いてほしいときに、子どもや保護者、子どもとかかわりのあるかたが相談できる場所です。相談員は、あなたの話をよく聴いて一緒に考えます。

また、本人の希望により、子どもの権利擁護委員(弁護士と公認心理師)と面談もできます。本人からの申立てがあれば、子どもの「最善の利益」を守る立場で調査・調整を行います。

相 談

子ども相談室(電話・来所・オンライン)

対象

- ・目黒区にお住いのかた、または就学、勤務している18歳未満のかた(子ども)
- ・目黒区にお住まい、または就学、勤務している18歳未満のお子様をお持ちの保護者のかたや、子どもにかかわりのあるかた(大人)

相談日 : 水～土曜日 10:00 ～ 17:00

窓 口

めぐろ はあと ねっと

みつめよう あなたの はあと
TEL 0120 - 324 - 810

携帯電話からもかけられます。お金はかかりません。

名前は名乗らなくても大丈夫です。

秘密は守られます。安心してお話してください。



子育てふれあいひろば

保育所や児童館の機能を活用して、身近なところで集いの場を提供しながら、子育て家庭の支援を行うことにより、乳幼児の健やかな育成を図ります。

事業の内容

- 1 乳幼児の子育てに対する相談(育児不安や悩み等)
- 2 育児講座の開催
- 3 子育てサークルへの支援等

窓 口

各施設に直接お問い合わせください。

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ① 菅刈保育園 | TEL 3462-0886 |
| ② 原町保育園 | TEL 3712-5178 |
| ③ 八雲保育園 | TEL 3718-4244 |
| ④ 第二ひもんや保育園 | TEL 3713-8077 |
| ⑤ 目黒保育園 | TEL 3779-1386 |
| ⑥ 小さい花の家(双葉の園保育園) | TEL 3465-0270 |
| ⑦ なのはなひろば(油面ちとせ保育園) | TEL 6452-3320 |
| ⑧ 目黒東山ちとせ保育園 | TEL 3711-7716 |
| ⑨ ちきんえっぐ(上目黒どろんこ保育園) | TEL 6452-4414 |
| ⑩ 上目黒住区センター児童館 | TEL 3793-1251 |
| ⑪ ほ・ねっとひろば(総合庁舎別館2階) | TEL 5722-9596 |
| ⑫ 子育てサロンココロ(柿の木坂2-27-21) | TEL 6421-1122 |
| ⑬ アソシエおおはしベビーラボ | TEL 6407-9101 |
| ⑭ アソシエとりつだいベビーラボ | TEL 6459-5835 |
| ⑮ こども家庭センター | TEL 6303-3182 |
| ⑯ こもれび目黒本町 | TEL 6451-2666 |



子どもの教育相談

幼児から高校生年齢相当までの、子どもとその保護者を対象に、発達やいじめ・不登校・非行・交友関係など子どもの教育に関する相談や進級・進路・就学などについて、臨床心理専門の相談員が相談に応じています。

区の窓口

めぐろ学校サポートセンター

(目黒区中目黒2-10-13 中目黒スクエア内 祝日・年末年始を除く)

- 来室相談(月～土曜日) 9:00～17:00 TEL 3712-4601 (要予約)
- 電話相談(月～金曜日) 9:00～17:00 TEL 3710-6770

都の窓口

東京都教育相談センター

- 相談用電話 TEL 3360-8008 (直通) (年末年始を除く)
電話相談 9:00～21:00 (月～金曜日)
9:00～17:00 (土・日・祝日)
- 来所相談 9:00～17:00 (月～金曜日) (要予約)
- メール相談受付 <http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp>

児童相談所

子どもの養育・育児・しつけ・障害など、子どもについての悩みごと・相談は、児童相談所へ。

児童相談所では、児童福祉司・心理司・医師等の専門職員が、さまざまな相談に応じ、適切な助言・援助を行い、必要に応じて心理的、医学的な診断・援助も行っています。相談は無料で、個人の秘密は守られます。

児童相談所一時保護所、乳児院

保護者の死亡、病気、離婚などの事情で、子どもが家庭で生活できなくなったときに利用できます。また、入院が長期にわたる場合等は、児童養護施設や里親でお預かりすることもできます。

窓 口

- 東京都児童相談センター TEL 5937-2314
相談時間：月～金曜日 9:00～17:00 (電話による相談可)
夜間休日 189(局番なし)
- 東京都児童相談センター よいこに(4152)電話相談 TEL 3366-4152
相談時間：月～金曜日 9:00～21:00
土・日・祝日 9:00～17:00 (年末年始を除く)
- 聴覚言語障害者専用ファックス FAX 3366-6036

児童発達支援センター

幼児から18歳までの発達に気がかりのある児童とその保護者などを対象とする事業です。発達支援と相談の二つの事業があります。

児童発達支援事業

児童発達支援 すくすくのびのび園 TEL 3714-1617

心身の発達に遅れの出ている幼児・または遅れの予想される幼児を対象に、療育(登録制・保護者同伴)と、保育所等訪問支援を行います。

ご利用については、下記の相談支援ひまわりへご相談ください。

障害児相談支援事業

相談支援 ひまわり TEL 3792-6691

乳幼児から18歳までの発達に心配や偏りの見られる児童とその保護者・家族・関係者を対象に、発達に関する相談と必要な場合は専門相談や発達検査を行います。専門の相談員が発達や障害に関する相談に応じ、お子さんの成長をサポートします。

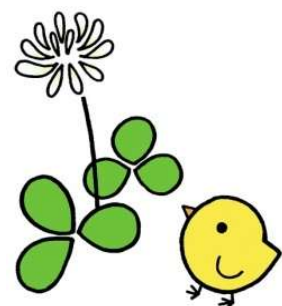
面接相談は電話による事前申込制です。電話相談も受け付けます。

受付時間 (月～金曜日 祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

保育所等訪問支援事業

相談支援 ひまわり TEL 3792-6691

目黒区在住の保育所や幼稚園、認定こども園、学校、学童保育クラブ等に通う18歳未満の児童で、集団での生活や適応に専門的な支援が必要な児童を対象に、児童が集団生活を営む前記施設を訪問し、障害のない子どもとの集団生活への適応を図るための専門的な支援を行います。



発達障害支援拠点ぽると

発達障害に関するご相談、ご本人やご家族の支援、発達障害理解のための啓発を行っています。

発達に特性のあるかたが、地域で自分らしく暮らすために必要な支援を行います。

事業の内容

- 来所相談・電話相談
- 講演会・学習会等

相談は電話による事前申込制です。電話相談も受け付けます。

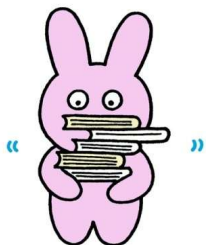
受付時間（月～土曜日 祝日・年末年始を除く） 9:00～17:00

窓口

目黒区発達障害支援拠点ぽると TEL 6412-7151

（東山2-24-30 東山小学校・東山住区センター内）





学費のこと

目黒区奨学資金制度

学業に意欲があり、経済的理由により修学が困難な方ご本人に、入学する上で必要な奨学資金の貸付をします。

申込資格

- 1 保護者が目黒区に引き続き1年以上居住している。
 - 2 私立高等学校か私立高等専門学校(専修学校・各種学校は除く)に進学する予定がある。
 - 3 保護者の所得が一定の基準以下である。
 - 4 学業に意欲があり、修学に堪え得る健康状態であること。
 - 5 同種の学資金を他から借りていないこと。
 - ・ 東京都母子及び父子福祉資金(就学支度資金)
 - ・ 東京都育英資金等の貸付金
- ※ 申込受付期間は11月中旬から12月中旬を予定(年1回)

窓 口

子ども若者課子育て支援係 TEL 5722-9860

義務教育就学援助

経済的理由によって国公立小学校、中学校への就学が困難な児童・生徒には、給食費や学用品費などの援助を行う制度があります。

就学援助費を受給することができるかた

- ・生活保護を受けているかた(小学6年生・中学生のみ)
- ・世帯の合計所得額が一定基準以下のかた
- ・児童扶養手当を受給しているかたなど、教育委員会が定める認定基準に該当するかた

窓 口

学校運営課学事係 TEL 5722-9304

その他学費に関する貸付・減免制度等

名称・内容	対象者	問合せ
給付 就学支援金 授業料に充当	都内にある公立高校等に在学する生徒	東京都教育庁都立学校教育課 教育部高等学校教育課 TEL 5320-7862
	都内にある私立高校等に在学する生徒	東京都私学就学支援金センター TEL 6743-5011
給付 私立高等学校等授業料軽減助成金	私立高校等に在学する生徒の保護者(生徒・保護者共に都内在住)	東京都私学就学支援金センター TEL 5206-7925
給付 奨学給付金 授業料以外の経費	公立高校等に在学する生徒がいる世帯(保護者が都内在住)	東京都教育庁都立学校教育課 教育部高等学校教育課 TEL 5320-7862
	私立高校等に在学する生徒がいる世帯(保護者が都内在住)	東京都私学就学支援金センター TEL 5206-7925
給付 給付型奨学金 教育活動に必要な経費	都内にある公立高校等に在学する生徒	東京都教育庁都立学校教育課 教育部高等学校教育課 TEL 5320-7862
東京都育英資金	高校等に在学する生徒(生徒・保護者共に都内在住) ※中3生対象予約申込制度あり。	在学する学校または(公財)東京都私学財団 TEL 5206-7929
東京都私立高等学校等入学支度金貸付	都内に居住し、入学支度金制度のある都内私立高校等に入学する生徒の保護者	入学先の学校
あしなが奨学金	遺児家庭の子ども	あしなが育英会 TEL 0120-77-8565または03-3221-0888
交通遺児育英会奨学金	遺児家庭の子ども	交通遺児育英会 TEL 0120-52-1286または03-3556-0773
受験生チャレンジ支援貸付事業 学習塾などの受講料及び高校・大学受験料を無利子貸付 ※学費は対象ではありません。	都内に在住している中学3年生、高校3年生とそれに準ずる者 いる世帯(収入等要件あり)	福祉総合課くらしの相談係 TEL 5722-9249
給付 高等教育の修学支援新制度 給付型奨学金と授業料・入学金の免除・減額	一定の要件を満たした大学、専門学校等に通う学生 ※高3生対象予約申込制度あり。	・給付型奨学金 日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 ・授業料・入学金の免除・減額 進学・在学する学校
日本学生支援機構奨学金(貸与型)	大学、専門学校等に通う学生 ※進学前予約申込制度あり。	日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301

各種の貸付金

東京都母子及び父子福祉資金

都内にお住まいの母子及び父子家庭の方々が、経済的に自立して安定した生活を送るために、必要とする資金をお貸しします。

貸付を受けられるかた

都内に6か月以上お住まいの母子または父子家庭の親等で、20歳未満の子を扶養しているかた(原則として、他の奨学金等を受けないかた)。

貸付金の種類

修学資金、就学支度資金等。

償還方法

期限内に月賦・半年賦又は年賦による元利均等償還。

窓 口

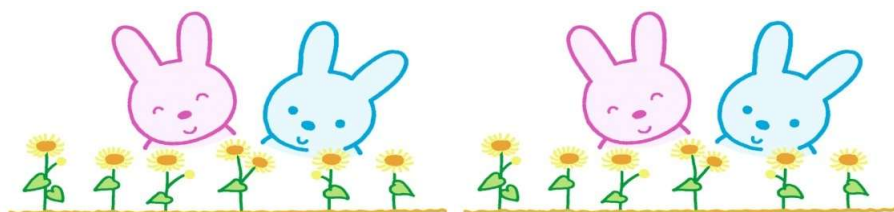
子ども若者課ひとり親・生活支援係

TEL 5722-9862

※貸付には審査があります。申請を受けてから資金を交付するまで通常1ヶ月以上かかります。資金交付の2ヶ月前までにはご相談ください。

※貸付中に母子家庭の母、または父子家庭の父等でなくなった、子を扶養しなくなった、退学したなど貸付対象でなくなった場合は、その後の貸付はできません。

詳細はお問い合わせください。



応急福祉資金

応急に必要とする資金の調達が困難な区民のかたへ貸付を行い、区民のかたの生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。

申込資格

- 1 目黒区に居住していること(貸付後も引き続き目黒区に居住すること)。
- 2 収入があり返済が確実なこと。
- 3 次表の貸付理由により応急に資金を必要とし、他からの貸付を受けることが困難であること。
- 4 その他貸付理由別に、条件や必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

貸付理由と貸付限度額

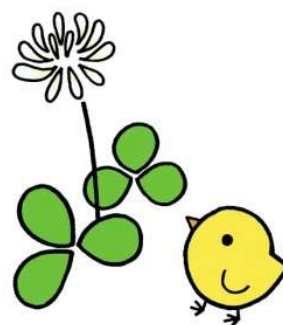
次ページの貸付理由別貸付限度額一覧表を確認ください。

貸付条件等

- 1 貸付方法 現金で貸付を行います(審査に数日かかります)。
- 2 利子 無利子。ただし、最終償還期限を過ぎても、返済が終わらない場合は年5%の違約金がかかります。
- 3 償還方法 貸付月の翌月末より、口座振替により償還(一部貸付理由により3か月の据え置き期間あり)。
- 4 償還期間 貸付額が20万円以内は40カ月以内、
貸付額が20万円を超えて45万円以内は60カ月以内、
貸付額が45万円を超えて90万円以内は90カ月以内。

窓 口

生活福祉課相談援護係 TEL 5722-9855



貸付理由別貸付限度額一覧表

項番	貸付理由	貸付限度額
1	災害等により、住居又は家財に被害を受け、資金を要するとき。	450,000円
2	本人又は同居の親族(以下「本人等」という。)の疾病又は傷害の治療に資金を要するとき。	450,000円 (入院は900,000円)
3	本人等が交通事故により死亡し、又は傷害を受けたため、生活費に困窮するとき。	450,000円
4	転居(目黒区内)に資金を要するとき。	450,000円
5	本人等の結婚・出産・就学又は葬祭に資金を要するとき。	450,000円
6	本人等の就職又はやむを得ない旅行に資金を要するとき。	200,000円
7	本人等の一時的離職・休職により、生活費に困窮するとき(就職等が決定後、最初の収入が入るまでの生活費が対象)	200,000円
8	食糧その他日常の生活必需品の購入に資金を要するとき。	200,000円
9	家賃の更新料に資金を要するとき。	200,000円

- ※ 貸付額が20万円を超える場合は保証人が必要です。
- ※ 必要額を確認し、必要最低限の額をお貸しします。
- ※ 一覧表4～9の貸付けに関しては、区内に3か月以上居住している必要があります。

生活福祉資金

所得の少ない世帯、障害者世帯、又は介護を要する高齢者のいる世帯が経済的自立と生活の安定を図るために、貸付を行っています。

制度の概要

- 1 具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。資金の種類に応じて、貸付条件・基準が定められています。
- 2 資金を借り受けるには、地域の民生委員による面接が必要になり、貸付から返済に至る過程で民生委員による相談援助活動が行われます。
- 3 貸付の決定は、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会が行います。
- 4 申込から貸付まで1か月程度かかります。

対象者

- 1 目黒区に居住していること
- 2 所得の少ない世帯、障害者世帯または日常生活上で介護を要する高齢者のかたが属する世帯。

収入基準

世帯の所得が一定以上ある場合は、申請できません。

連帯保証人と貸付利子

原則、連帯保証人が必要です。

貸付利子 連帯保証人あり:無利子 連帯保証人なし:年1.5%

※教育支援資金は無利子

返済方法

月賦による元利均等返済

窓口

目黒区社会福祉協議会総務課事業係

TEL 3711-4995

<http://www.meguroshakyo.or.jp>

緊急小口資金

所得の少ない世帯で、緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付を行います。(収入に制限があります。)

制度の概要

- 1 資金の申込みから交付までに最短でも5日(営業日)かかります。
- 2 貸付の決定は、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会が行います。

貸付対象

- 1 目黒区に居住していること
- 2 医療費などを支払ったために、臨時の生活費が必要になったとき
- 3 火災等被災によって生活費が必要なとき
- 4 年金・失業給付などの支給開始までの生活費が必要なとき等
- 5 給与などの盗難、紛失で生活費が必要なとき(限度額5万円)

貸付限度額・利率等

限度額10万円 無利子 据置期間 2か月

連帯保証人

不要

返済期間

12か月以内

窓 口

目黒区社会福祉協議会総務課事業係

TEL 3711-4995

<http://www.meguroshakyo.or.jp>



総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行っています。貸付の決定は、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会が行います。

対象者

- 1 低所得者であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
- 2 借入申込者の本人確認が可能であること
- 3 現に住居を有していること、又は、住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- 4 実施主体及び関係機関から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
- 5 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- 6 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けられず、生活費を賄うことができないこと
- 7 自らの就労収入によって、6か月以上生計維持していたが、その仕事を離職又は減収となってから2年以内であること
- 8 自立相談支援機関(福祉総合課内)で事前に相談を受けていること。

資金の貸付種類

1 生活支援費

生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費

【貸付限度額】 単身:月額15万円以内 複数世帯:月額20万円以内

【貸付期間】 原則6か月以内(初回申請期間は原則3か月以内とし、状況により延長可)

2 一時生活再建費

※ 生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象

低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払い費用等

【貸付限度額】 60万円

3 住宅入居費

※ 住居確保給付金(家賃補助:別制度)申請者のみ対象
敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費
【貸付限度額】 40万円

返済期間

生活支援費の貸付終了の翌月から6か月の据置期間を経て、原則10年以内で返済

連帯保証人と貸付利子

原則として、連帯保証人が必要です。

貸付利子 連帯保証人あり:無利子

連帯保証人なし:年1.5%

窓 口

目黒区社会福祉協議会総務課事業係
<http://www.meguroshakyo.or.jp>

TEL 3711-4995



発行 令和8年4月1日

目黒区子ども若者部子ども若者課 ひとり親・生活支援係

〒153-8573

目黒区上目黒2丁目19番15号 総合庁舎2階

電話 5722-9862(直通) Fax 5722-9328